

関市広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、関市広告掲載要綱（平成20年関市告示第140号。以下「要綱」という。）第4条に規定するもののほか、広告掲載することができない業種又は業者、広告内容その他広告掲載に関する基準について定めるものとする。

(規制業種又は事業者)

第2条 次に掲げる業種又は事業者の広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づき風俗営業と規定される業種又は風俗営業類似の業種
- (2) 消費者金融に係る業種又は事業者
- (3) たばこの製造販売に係る業種又は事業者
- (4) ギャンブル（宝くじに係るものを除く。）に係るもの
- (5) 法律等に定めのない医療に類似する行為を行うもの
- (7) 社会問題を起こしているもの
- (8) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会勢力であるもの
- (9) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (10) 市の一般競争入札の参加を制限されているもの
- (11) 市税を滞納しているもの
- (12) 岐阜県内に事業所を有しないもの

(広告の内容に関する基準)

第3条 要綱第4条第1項に規定する広告掲載しないものの内容は、次の表のとおりとする。

項 目	内 容
法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの	<p>(1) マルチ商法、内職商法等特定商取引法で規制されるもの（いわゆる悪徳商法の類）</p> <p>(2) 法律の目的を達するために規制する不当な広告に該当するもの 例：薬でないのに薬の効能効果をうたうもの（薬事法違反）や、食品なのに健康増進効果について虚偽、誤認をうたうもの（健康増進法違反）</p> <p>(3) 他人の氏名、写真、商標、著作物等を許可なく使用したものの</p>
公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの	<p>(1) 債権の取立て、示談引受け等に関するもの</p> <p>(2) 暴力、賭博行為等を肯定、助長するもの</p> <p>(3) 醜悪、残虐で不快感を与えるもの</p>
政治性、宗教性のあるもの	<p>(1) 特定の政党、政治団体若しくは後援会又は個人的な選挙運動若しくは政治活動に関するもの</p> <p>(2) 特定の宗教団体又はその布教活動に関するもの</p>
人権の侵害若しくは名誉毀損になるもの又はそのおそれがあるもの	<p>(1) 他人の名誉、プライバシー、信用等の基本的人権を侵害し、又は差別を助長するもの</p> <p>(2) 人種、性別、心身の障がい等に関する差別的な内容を含むもの</p> <p>(3) 他人を誹謗し若しくは中傷するもの</p>
公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの	<p>(1) 誇大な表現（誇大広告）、根拠のない表示や誤認を招くような表現のあるもの</p> <p>(2) 射幸心を著しくあおる表現のあるもの</p> <p>(3) 虚偽の内容を表現するもの</p> <p>(4) 市が特定の商品、企業を推奨していると誤認させるもの</p> <p>(5) 責任の所在が明確でないもの</p>

社会問題について主義主張が含まれるもの	(1) 国内世論が大きく分かれているもの
個人の名刺広告	(1) 個人若しくは法人の名刺広告に当たるもの (2) 個人の慶弔に関するもの 例：「代表取締役〇〇が生前お世話になりました」等 (3) 広告主の代表者の顔写真を含むもの
その他広告媒体にして掲載する広告として市長が適当でないと認めるもの	(1) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたたり、不安を与えるおそれのあるもの (2) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの (3) 広く市民に周知する必要がなく、対象が限定されるような広告主の私的な内容を含むもの

(広告の表示内容に関する基準)

第4条 広告の表示内容等について業種別に掲載しないものは、次の表のとおりとする。

業 種 別	内 容
1 人材募集広告	(1) 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあつ旋の疑いのあるものは認めない。 (2) 人材募集に見せかけて、商品、材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。
2 語学教室等	(1) 安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しない。 例：「1カ月で確実にマスターできる」等
3 学習塾・予備校等(専門学校を含む。)	(1) 合格率など実績を載せる場合は、実績年も併せて表示する。 (2) 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもの

	で、その実態、内容、施設が不明確なものは掲載しない。
4 外国大学の日本校	(1) 下記の主旨を明確に表示すること。 「この大学は、日本の学校教育法に定める大学ではありません。」
5 資格講座	(1) 民間の講習業者が「労務管理士」などの名称で資格講座を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならないという誤解を招くような表現は使用しない。下記の主旨を明確に表示すること。 「この資格は国家資格ではありません。」 (2) 「行政書士講座」などの講座には、その講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用しない。下記の主旨を明確に表示すること。 「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」 (3) 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。 (4) 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はしない。
6 病院、診療所、助産所	(1) 医療法の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。 (2) 提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨を広告してはならない。 (3) 提供する医療の内容に関して虚偽又は誇大な広告を行ってはならない。 (4) 広告する治療方法について、疾病等が完全に治癒される旨等その効果を推測的に述べることはできない。 (5) 写真については、病院の全景や当該医療機関が保有している医療設備、機器の写真等医療に密接に関わるものは広告できない。 (6) マークを用いることはできるが、そのマークが示す内容

	<p>を文字等により併せて表記しなければならない。赤十字のマークや名称は自由に用いることができない。</p> <p>(7) 不明な点は、県の医療整備担当課へ確認する。</p>
7 施術所(あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復)	<p>(1) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律又は柔道整復師法の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。</p> <p>(2) 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は広告できない。</p> <p>(3) 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（整体院、カイロプラクティック、エステティック等）の広告は掲載できない。</p> <p>(4) 不明な点は、県の医療整備担当課へ確認する。</p>
8 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具（健康器具、コンタクトレンズ等）	<p>(1) 広告を掲載する事業者は、業者所在地を所管する地方自治体の薬務担当課で広告内容についての了解を得ること。</p>
9 いわゆる健康食品、保健機能食品、特別用途食品	<p>(1) 広告を掲載する事業者は、業者所在地を所管する地方自治体の薬務担当課及び食品担当課並びに公正取引委員会で広告内容についての了解を得ること。</p>
10 介護保険法に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等	<p>(1) サービス全般（老人保健施設を除く。）</p> <p>ア 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。</p> <p>イ 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。</p> <p>ウ その他、サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示はできない。</p>

	<p>例：関市事業受託事業者 等</p> <p>(2) 有料老人ホーム</p> <p>(1)に規定するもののほか、</p> <p>ア 厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵守し、別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項はすべて表示すること。</p> <p>イ 所管都道府県の指導に基づいたものであること。</p> <p>ウ 公正取引委員会の「有料老人ホーム等に関する不当な表示（平成16年度公正取引委員会告示第3号）」に抵触しないこと。</p> <p>(3) 有料老人ホーム等の紹介業</p> <p>ア 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。</p> <p>イ その他利用に当たって有利であると誤解を招くような表示はできない。</p>
11 墓地等	(1) 市長の許可を取得し、許可年月日、許可番号及び経営者名を明記すること。
12 不動産事業	<p>(1) 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記する。</p> <p>(2) 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記する。</p> <p>(3) 「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制に従う。</p> <p>(4) 契約を急がせる表示は掲載しない。</p> <p>例：早い者勝ち、残り戸数あとわずか 等</p>
13 弁護士・税理士・公認会計士等	(1) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

14 旅行業	<p>(1) 登録番号、所在地、補償の内容を明記する。</p> <p>(2) 不当表示に注意する。</p> <p>例：白夜でない時期の「白夜旅行」、行程にない場所の写真等</p>
15 通信販売業	<p>(1) 返品等に関する規定が明確に表示されていること。</p>
16 雑誌・週刊誌等	<p>(1) 適正な品位を保った広告であること。</p> <p>(2) 見出しや写真の性的表現などは、青少年保護等の点で適正なものであること、及び不快感を与えないものであること。</p> <p>(3) 性犯罪を誘発・助長するような表現（文言、写真）がないものであること。</p> <p>(4) 犯罪被害者（特に性犯罪や殺人事件の被害者）の人権・プライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。</p> <p>(5) タレントなど有名人の個人的行動に関しても、プライバシーを尊重し節度を持った配慮のある表現であること。</p> <p>(6) 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉やセンセーショナルな言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。</p> <p>(7) 未成年、心神喪失者などの犯罪に関連した広告では、氏名及び写真は原則として表示しない。</p> <p>(8) 公の秩序や善良な風俗に反する表現のないものであること。</p>

17 映画・興業等	<p>(1)暴力、とばく、麻薬及び売春などの行為を容認するような内容のものは掲載しない。</p> <p>(2)性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。</p> <p>(3)いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。</p> <p>(4)内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張した表現等は使用しない。</p> <p>(5)ショッキングなデザインは使用しない。</p> <p>(6)その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。</p> <p>(7)年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示する。</p>
18 古物商・リサイクルショップ等	<p>(1)営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。</p> <p>(2)一般廃棄物処理業に係る市長の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示はできない。 例：回収、引取り、処理、処分、撤去、廃棄など</p>
19 結婚相談業・交際紹介業	<p>(1)結婚情報サービス協議会に加盟していること（加盟証明が必要）を明記する。</p> <p>(2)掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。</p>
20 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織	<p>(1)掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。</p> <p>(2)出版物の広告は、主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）するものは掲載しない。</p>
21 募金等	<p>(1)厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。</p> <p>(2)下記の主旨を明確に表示すること。 「〇〇募金は、〇〇知事の許可を受けた募金活動です。」</p>

22 質屋・チケット等再販売業	<p>(1) 個々の相場、金額等の表示はしない。 例：○○○のバッグ 50,000 円、航空券 東京～福岡 15,000 円等</p> <p>(2) 有利さを誤認させるような表示はしない。</p>
23 トランクルーム及び貸し収納業者	<p>(1) 「トランクルーム」は国土交通省の規制に基づく適正業者（マル適マーク付き）であることが必要。</p> <p>(2) 「貸し収納業者」は会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用しない。また、下記の主旨を明確に表示すること。 「当社の○○は、倉庫業法に基づく“トランクルーム”ではありません。」等</p>
24 ダイヤルサービス	<p>(1) “ダイヤルQ2”のほか各種のダイヤルサービスは内容を確認のうえ判断する。</p>
25 ウィークリーマンション等	<p>(1) 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。</p>
26 その他、表示について注意を要すること	<p>(1) 割引価格の表示 割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。 例：「メーカー希望小売価格の30%引き」等</p> <p>(2) 割引券・引換券 割引券・引換券その他これに類するものは掲載しない。</p> <p>(3) 比較広告（根拠となる資料が必要） 主張する内容が客観的に実証されていること。</p> <p>(4) 無料で参加・体験できるもの 費用がかかる場合がある場合には、その旨明示すること。 例：「昼食代は実費負担」、「入会金は別途かかります」等</p> <p>(5) 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告 広告主の法人格を明示し、法人名を明記する。また、広告</p>

	<p>主の所在地、連絡先の両方を明示する。連絡先については固定電話を明示する。携帯電話・PHSは認めない。また、法人格を有しない団体の場合には、責任の所在を明らかにするために、代表者名を明記する。</p> <p>(6)肖像権・著作権 無断使用がないか確認をする。</p> <p>(7)宝石の販売 虚偽の表現に注意（公正取引委員会に確認の必要あり。） 例：「メーカー希望価格の50%引き」（宝石には通常、メーカー希望価格はない）等</p> <p>(8)個人輸入代行業等の個人営業広告</p> <p>(9)アルコール飲料 ア 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること 例：「お酒は20歳を過ぎてから」等 イ 飲酒を誘発するような表現の禁止 例：お酒を飲んでいるまたは飲もうとしている姿等</p>
--	---

附 則

この基準は、平成20年10月1日から施行する。

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

この基準は、平成27年3月1日から施行する。